

科目名	知的財産法A(特許・実用新案)Ⅱ	担当者	齋藤 崇	部 別	第一部	期 間	後期	単位数	2
				授業時間数	90分×15回		必修選択	法律 経営法 公共政策	

【関連するDP・CP】 (DP=ディプロマ・ポリシー:学位授与に関する方針) (CP=カリキュラム・ポリシー:教育課程の編成・実施に関する方針)	DP-1	DP-2	DP-3	DP-4	DP-5	DP-6	DP-7	DP-8
	CP-1	CP-2	CP-3	CP-4	CP-5	CP-6	CP-7	CP-8
	○		○	○				

【授業の概要】
知的財産法（とりわけ、産業財産権法）の中心的位置にある特許法について、特許権の効力、特許侵害、損害賠償制度、各種実施権制度、及び審判制度の基本的な構造・体系、さらには実用新案法についての基本的な構造・体系、両法を併存させている理由、両法の比較、さらには実用新案制度の特異な制度について基礎的な理解を深め、両法の現状を的確に理解・認識する。

【授業の目的】(General Instructional Objective:GIO 一般目標)
特許権の効力に関する知識及び、特許権者が取得する権利の具体的な内容を習得するために、受講生は、特許者は、無断で他人の特許を実施した場合にどのような権利を行使できるのか、また、どのような場合に特許権の行使が制限されるのか説明でき、最終的には、特許権及び実用新案権を行使することができる人材を養成することを目指すとする。

【履修条件】
特に無し

【授業方法】
パワーポイントを使用した講義を基本とする。尚、一方通行ではなく、双方向の講義を行い、講義内容の理解を深める。学期末試験を実施し、フィードバックは、試験終了後に30分程度の試験解説を実施する。対面による授業を行う。

アクティブ・ラーニングによる授業回の有無	有	
アクティブ・ラーニングの形態	ソクラテスメソッドを用い、講義中に制度や司法判断の問題点などをQ&Aを実施する	

【到達目標】(Specific Behavioral Objectives:SBOs 個別行動目標)													
ルーブリック評価項目の内容		A-1	豊かな知識・教養に基づく高い倫理観				A-5	挑戦力					
		A-2	日本及び世界の社会システムを理解し説明する力				A-6	コミュニケーション力					
		A-3	論理的・批判的思考力				A-7	リーダーシップ・協働力					
		A-4	問題発見・解決力				A-8	省察力					
達成されるべき具体的行動							関連するルーブリック評価項目の達成レベル						
							A-1	A-2	A-3	A-4	A-5	A-6	A-7
①	特許権の存在の意義及び特質を識別することができる。						1		1				
②	特許権の行使に必要な手続や制度を説明することができる。						2		2	2			
③	特許に関する主要な知財高裁判例につき、事実、争点、判旨を説明することができる。								2	2			
④	特許めぐる諸問題について考察し、自分の意見を述べることができる。						3		3	3			
⑤													
⑥													
⑦													
⑧													
⑨													
⑩													

【成績評価の方法・基準・割合】		到達目標										評価方法別の 比率(%)
成績評価方法	評価基準	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	
試験(定期試験／ 授業内試験)	到達目標①②③④についての特許権に関する基礎的な制度・裁判例・現在の問題点など身につけているかを、筆記試験により評価する。	25	25	20	20							90
小テスト等												
レポート等												
討論・発表等												
授業への参画度	到達目標①②について、適宜授業では、質問を行い、質問に対する自己の考えを発表させ、自己の考えが的確な根拠に基づくものかを評価する。	5	5									10
その他()												
その他()												
その他()												
到達目標別の比率(%)		30	30	20	20							100

【課題に対するフィードバックの方法】
学期末試験を実施し、フィードバックは、試験終了後に30分程度の試験解説を実施する。レポートについても授業内で解説する

【教科書・参考書等】					
書名	著者名	出版社名	発行年	種別	必要度
標準 特許法〔第8版〕	高林 龍	有斐閣	2023	教科書	必携
工業所有権法（産業財産権法）逐条解説 第22版	特許庁（編集）	発明推進協会	2022	参考書	推奨
特許判例百選 第5版（別冊ジュリスト）	小泉 直樹（編集）他	有斐閣	2019	参考書	任意
備考					

【オフィスアワー】
水曜日16:20-17:50 研究室（9号館1階9105研究室） saito.takashi@nihon-u.ac.jp

【実務経験を活かした実践的教育について】			
担当教員の実務経験の有無	無	実務経験の内容	
実務経験に基づく実践的教育の内容			

【授業計画】※日程について、複数の曜日・時限にて同授業を開講の場合は、併記を行っている。

回数	テーマ		内 容	
1	特許を受ける権利		権利対象、権利侵害に対する救済、権利の利用	
	この回の到達目標	到達目標①に関連して、特許を受ける権利の発生・消滅・主体変動を説明できる。		
	事前学修	教科書の該当ページ、参考書②33-34条及びそれらの解説を事前に読んでおく。	120分	
	事後学修	共有に係る場合の特則や訴訟提起の場合の単独性について教科書を利用し理解する。	120分	
2	職務発明制度		職務発明の従業員の権利及び使用者の権利 オンデマンドにて補講を実施する	
	この回の到達目標	到達目標①②③④に関連して、青色LED事件を用いて法改正がなされた理由や改正により権利の原始的帰属がどのように変わったのかを説明できる。		
	事前学修	教科書の該当ページを事前に読んでおく。現行法下での権利の原始的帰属や使用者の権利を理解する。	120分	
	事後学修	旧法との比較を行い、改正点を整理するとともに、改正法の課題を考える。	120分	
3	特許権の効力（１）		効力範囲	
	この回の到達目標	到達目標①②③④に関連して、特許権者の権利（即ち侵害者の行為）を説明できる。		
	事前学修	教科書の該当ページを事前に読んでおく。特に特許権者はどのようなことを独占排他的に行えるのか理解する。	120分	
	事後学修	特に、消尽説を教科書の該当ページを利用し理解する。	120分	
4	特許権の効力（２）		効力の制限、拡張的効力	
	この回の到達目標	到達目標②③④に関連して、特許権の積極的・消極的効力の制限がなされる具体的な状況を説明できる。		
	事前学修	教科書の該当ページ（効力制限）及び（間接侵害）を事前に読んでおく。	120分	
	事後学修	「グアニジノ安息香酸誘導体III上告審」 平成10（受）153を読み、69条1項の理解を深める。	120分	
5	特許権の存続期間		特許権及び延長特許権の期間の算出方法や延長の手続	
	この回の到達目標	到達目標②③④に関連して、特許権の始期及び周期を説明でき、さらに後発医薬品にかかる問題で69条1項との関係を説明できる。		
	事前学修	教科書の該当ページを事前に読んでおく。特許が延長される場合について理解する。	120分	
	事後学修	「パシーフカプセル事件」（最高裁判所第1小法廷平成21年(行ヒ)第326号 平成23年4月28日）を読み、講義の理解を深める。	120分	
6	特許権侵害（１）		成立要件（技術的範囲の判断、均等論）	
	この回の到達目標	到達目標②③④に関連して、68条及び70条の規定を説明しつつ、特許侵害の判断手法を説明し、さらに拡張的な例外（均等論）の内容及び要件を説明できる。		
	事前学修	教科書の該当ページを事前に読んでおく。特許侵害はどの様に判断されるのか理解する。	120分	
	事後学修	「ボールスプライン軸受」 平成6(オ)1083 を読み、均等の5要件の意味を理解する。	120分	

【授業計画】※日程について、複数の曜日・時限にて同授業を開講の場合は、併記を行っている。

回数	テーマ	内 容
7	特許権侵害（２）	民事的救済（差止請求権、損害賠償請求権）
	この回の到達目標	到達目標②③④に関連して、特許侵害の場合に差し止め請求はどこまで認められるのか、損害賠償は、特許法上の規定を利用する場合、どの様に算出されるのか説明できる。
	事前学修	教科書の該当ページを事前に読んでおく。損害賠償にかかる特別規程の内容を理解する。
	事後学修	講義にて簡単な事例問題を提示するので、各自賠償額を計算する。
8	権利の変動（１）	専用実施権／許諾による通常実施権
	この回の到達目標	到達目標①②④に関連して、専用実施権／許諾による通常実施権の内容及び独禁法との境界線や問題点を説明できる。
	事前学修	教科書の該当ページを事前に読んでおく。専用と通常の相違点を理解する。
	事後学修	企業間の実施契約を非独占的なものであるため、この契約をする上で必要となる要素を考える。
9	権利の変動（２）	法定通常実施権及び裁定通常実施権
	この回の到達目標	到達目標①②④に関連して、すべての法定実施権、裁定による通常実施権を説明でき、また、強制実施権である裁定に関し、その制度存在の是非について説明できる。
	事前学修	教科書の該当ページを事前に読んでおく。各実施権の内容を理解する。特に裁定の場合、実施権種類により判断主体が異なる点、その理由を含めて理解する。
	事後学修	国家間で問題となっている国家による強制実施権について考える。
10	権利の変動（３）	権利の移転／仮専用実施権及び仮通常実施権
	この回の到達目標	到達目標①②④に関連して、特許を受ける権利に基づくライセンスについて、また、特許権取得後にはそれらがどのように法上で取り扱われるかについて説明できる。
	事前学修	教科書の該当ページ（移転）、参考書②34条の2及び34条の3及びそれらの解説（仮実施権）を事前に読んでおく。
	事後学修	仮実施権と実施権の相違、特許権成立後の仮実施権の取り扱いについて理解する。
11	審判（１）	審判手続
	この回の到達目標	到達目標①②③④に関連して、審判の種類及び共通する審判手続きの流れを説明できる。
	事前学修	教科書の該当ページを事前に読んでおく。審判手続きは、各種審判に共通する部分が多い。まず、本講義でおこなわれる一般的な審判の流れや共通する手続き、特定の審判にのみ用いられる手続きなどを理解する。
	事後学修	特許庁：「審判制度の概要と運用」を読んで、講義内容をフォローアップする。 https://www.jpo.go.jp/torikumi/ibento/text/pdf/h29_jitsumusya_txt/23.pdf
12	審判（２）	拒絶査定不服審判／前置審査
	この回の到達目標	到達目標①②③④に関連して、拒絶査定不服審判の手続き及び意義について説明でき、さらに審判請求時の補正による前置審査制度について説明できる。
	事前学修	教科書の該当ページを事前に読んでおく。拒絶査定不服審判請求時に補正を行う場合と行わない場合で、審判手続きに差異が生じる点を理解する
	事後学修	特許庁：「審判制度の概要と運用」を読んで、講義内容をフォローアップする。 https://www.jpo.go.jp/torikumi/ibento/text/pdf/h29_jitsumusya_txt/23.pdf

【授業計画】※日程について、複数の曜日・時限にて同授業を開講の場合は、併記を行っている。

回数	テーマ	内 容
13	審判（３）	特許無効審判・訂正審判・延長登録無効の審判
	この回の到達目標	到達目標①②③④に関連して、特許無効審判・訂正審判・延長登録無効の審判の手続き及び意義について説明できる。
	事前学修	教科書の該当ページを事前に読んでおく。類似手続きである訂正審判と訂正請求の相違を理解する。
	事後学修	特許庁：「審判制度の概要と運用」を読んで、講義内容をフォローアップする。 https://www.jpo.go.jp/torikumi/ibento/text/pdf/h29_jitsumusya_txt/23.pdf
14	訴訟	異議申立制度及び審決取消訴訟・その他の訴訟
	この回の到達目標	到達目標①②③④に関連して、特許事件に関し、司法で争う場合の手続きや主体要件など、当事者系と査定系に分けて説明できる。また、繰り返し改正される異議申し立て制度の内容及び改正理由（改正ごとに異なる趣旨）を説明できる。
	事前学修	教科書の該当ページ（異議）及び（訴訟）を事前に読んでおく。異議制度と無効審判の相違を理解する。
	事後学修	審決取消訴訟は、査定系と当事者系があるが、請求主体が異なると考えられているため、その点を参考書①を利用して理解を深める。
15	実用新案登録制度	実用新案制度及び実用新案技術評価書 学期末試験を実施し、フィードバックは、試験終了後に３０分程度の試験解説を実施する。
	この回の到達目標	到達目標①②③④に関連して、実用新案制度の存在意義、特許法との相違、その相違から規定されることになった特殊な評価制度の意義を説明できる。
	事前学修	教科書の該当ページ事前に読んでおく。特に、権利行使に必要である技術評価書はどのようなものであるか理解する
	事後学修	特許制度との相違を理解する。また、試験で回答できない部分は、講評を聞き、さらに教科書で確認する。